

# 宮城県と栗原市の災害復旧助成事業の概要

宮城県では、被災した中小企業者向けの補助金を創設しました。  
詳しくは、お問い合わせください。

●申請期間：9月28日(水)～10月12日(水)午後5時必着

●中小企業者の範囲

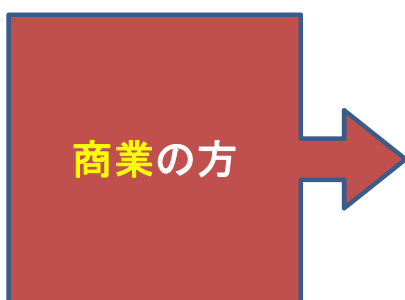
業種	資本金又は出資金	従業員
小売業(飲食業含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下



製造業の方

①中小企業施設設備復旧支援事業(宮城県)			
問 ア)食品製造業・・・農林水産部 食産業振興課 食品製造業復興支援チーム【電話:022-211-2963】 イ)上記以外の製造業・・・経済商工観光部 新産業振興課 高度電子機械産業振興班【電話:022-211-2765】			
対象者	対象施設・設備	対象経費	補助金
中小企業者のうち、県内に事業所を有する製造業者であって、生産施設・生産設備の全部又は一部に甚大な被害を受けた者(200万円以上の復旧費用)	直接生産活動に使用する施設(工場、作業場、倉庫)、設備(製造用設備)	対象施設・設備の修繕・修理、建替・入替に要する経費とし、発災日(3/11)以降の経費も認める	補助率:1/2以内 補助上限:2,000万円 補助下限:100万円

※みなし大企業(大企業の子会社など)に該当する場合は対象外です



商業の方

②商店復旧支援事業(宮城県)			
問 経済商工観光部 商工経営支援課 商業振興班【電話:022-211-2746】			
対象者	対象施設・設備	対象経費	補助金
中小企業者のうち、県内に事業所を有する商業者(卸売業、小売業、飲食業、運輸業、サービス業)であって、施設が全壊又はそれに準じる大規模な被害を受け、事業を継続することが困難な者(200万円以上の復旧費用)	直接商業活動に使用する施設(店舗、事務所、作業場、原材料置き場等)、設備の復旧費用	対象施設・設備の修繕・修理、建替・入替に要する経費とし、発災日(3/11)以降の経費も認める	補助率:1/2以内 補助上限:300万円 補助下限:100万円

※商業者向けとしては、上記のほか、仮設店舗等の確保費用に対する補助金(補助率等は同様)もあります



観光業の方

③観光施設再生支援事業(宮城県)			
問 経済商工観光部 観光課 観光企画班【電話:022-211-2823】			
対象者	対象施設・設備	対象経費	補助金
中小企業者等のうち、県内に対象施設を有する旅館業、サービス業を営む者であって、観光施設・設備に被害を受けた者(200万円以上の復旧費用)	①ホテル、旅館、簡易宿所等(いわゆるラブホテルは除外) ②その他、特に認める観光集客施設	対象施設・設備の修繕・修理、建替・入替に要する経費とし、発災日(3/11)以降の経費も認める	補助率:1/2以内 補助上限:1,000万円 補助下限:100万円

+

さらに、小規模企業者の要件を満たせば、栗原市の補助金も受けることができます。

●申請期限：平成24年1月31日(火)

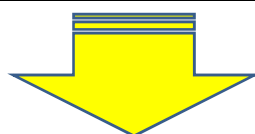
●小規模企業者の範囲

業種	従業員
小売業(飲食業含む)	5人以下
サービス業	
卸売業	
製造業、運輸業、その他	20人以下



小規模企業者の方

④小規模企業者災害復旧助成事業(栗原市)			
問 産業経済部 産業戦略課 企業支援係【電話:0228-22-1220】			
対象者	対象施設・設備	対象経費	補助金
中小企業者のうち、市内に事業所を有する小規模企業者であって、施設設備の復旧により市内で事業を再開・継続する者(30万円以上の復旧費用)	自己所有の市内の施設・設備等(事業用のものに限る)	3/11～12/31までに支払った対象施設・設備の復旧費、施設の地盤復旧費	補助率:1/3以内 補助上限:100万円 補助下限:10万円



例えば・・・ 製造業で復旧費用が3,000万円の場合

県補助金:3,000万円×1/2=1,500万円

さらに、小規模企業者の場合

市補助金:(3,000万円-県補助金1,500万円)×1/3≒100万円(補助上限)

(注)県補助金は補助対象経費に消費税を含めないため、実際の算出とは異なります